

# 自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令案について

平成 18 年 1 月  
自動車交通局  
保 障 課

## 1 . 改正の背景・目的

政府では、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号。以下「自賠法」という。）第 72 条の規定により、自動車損害賠償責任保険の対象とならない無保険車、ひき逃げ等による事故の被害者の救済を図るため、当該事故の被害者の請求により、その受けた損害をてん補する政府保障事業を行っています。

自賠法第 72 条に基づくてん補金（以下「保障金」という。）の支払いについては、支払期日を法令で定めていなかったところですが、平成 17 年 6 月 2 日最高裁判決において、「現行自賠関係法令上、保障金の支払義務は期限の定めのない債務として発生し、政府が被害者から請求を受けた時から遅延損害金が発生する」との見解が示されたところです。

保障金の支払いに当たっては、損害の範囲や他法令（労災保険法等）による給付の状況等について一定期間の調査が不可避に発生するため、支払期限の定めがないことを理由に当該調査期間を遅延損害金の対象とする取扱いとはせず、自動車損害賠償保障法施行規則（昭和 30 年運輸省令第 66 号）において、調査のための期間が終了した後、遅滞なく保障金を支払う旨の支払期限に係る規定を置くこととします。

## 2 . 改正の概要

自動車損害賠償保障法施行規則に、政府は、自賠法第 72 条第 1 項の規定による損害のてん補に係る調査をするための期間が終了した後、遅滞なく、損害のてん補をしなければならないことを規定します。

## 3 . 今後の予定

平成 19 年 3 月 公布・施行